

36 協定未届事業場に対する相談支援事業委託要綱

36 協定未届事業場に対する相談支援事業（以下「本事業」という。）の委託については、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 長時間労働の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は近年低下傾向であるものの、未だ約430万人の労働者が週60時間以上の労働を行っており、過労死（脳・心臓疾患及び精神障害）の労災請求件数、支給決定件数についても高水準で推移している。

このような中、労働基準行政としては、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等についてさらなる取組の強化を図る必要があることから、時間外・休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届け出していない事業場を対象に、民間事業者を活用することにより、労働条件に関する自主点検、集団的な相談指導及び個別訪問による相談支援事業を実施し、長時間労働の是正に向けた対策を推進する。

（事業内容）

第2条 本事業の目的を達成するため、都道府県労働局が指定する事業場に対して、自主点検表の送付・回収・分析、集団的な相談指導及び個別訪問による相談指導事業の実施等を行う（詳細は仕様書（別添1）のとおり）。

（委託の対象）

第3条 都道府県労働局長（以下「委託者」という。）は、競争入札に参加し、落札した者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

（受託者の選定）

第4条 受託者の選定に当たっては、本事業の入札公告により、受託を希望する者から提案書類等の提出を求め、本事業に係る評価項目及び評価基準（別添2）により一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、受託者を選定する。

（委託事業実施計画書の提出）

第5条 前条において、採用となった提案書類等を提出した者は、落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」（別添3）を委託者に提出するものとする。

（契約書）

第6条 本事業の実施に必要な事項について、「36 協定未届事業場に対する相談支援事業委託契約書（案）」（別添4）に定める。